

新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用についての Q&A

（問1） 都道府県等が感染症法第15条に基づく調査の委託契約を締結する相手は、感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第19条又は第20条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）とのみ、締結することでよいか。

感染症指定医療機関等が委託契約を締結して、民間検査機関等へ検査を委託する場合、当該民間検査機関等と都道府県等は契約を締結する必要があるのか。

（答） 都道府県等が感染症法第15条に基づく調査の委託契約を締結する相手は、感染症指定医療機関等と締結することになります。それとは別に民間検査機関等と契約を締結する必要はありません。

（問2） 健感発0304第5号「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（以下「通知」という。）が3月25日に一部改正されたが、これに伴い、3月診療分（4月請求分）においては定額であった補助額が4月診療分（5月請求分）以降は受診者ごとに変動することとなるという理解でよいか。（3月27日更新）

（答） ご認識のとおりです。3月診療分（4月請求分）においては定額により補助することとしておりましたが、今般、医療機関が実施したPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、令和2年4月診療分（5月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することを可能としたことを踏まえ、診療報酬明細書に基づいて補助額を算定することとしました。

（問3） 入院措置前のPCR検査にかかる費用と、入院中に行う退院に向けたPCR検査の費用のそれぞれの予算項目は何か。

（答）

1 当該者が新型コロナウイルスに罹患しているかどうかにかかるPCR検査（入院措置前のPCR検査）

・ 都道府県等と委託契約した医療機関等における保険適用されるPCR検査の自己負担分：感染症法第15条、予算項目は「感染症発生動向調査事業 検査実施費」（国：都道府県等＝1：1）

・ 医療機関が保健所と相談して実施するPCR検査（従前のPCR検査）：感染症法第15条、予算項目は「感染症発生動向調査事業 検査実施費」（国：都道府県等＝1：1）

- 2 退院にかかる PCR 検査（入院中の PCR 検査）：感染症法第 37 条 1 項 1 号、予算項目は「感染症患者入院医療費」（国：都道府県等＝3：1）

（問 4）費用負担をする自治体は、医療機関所在地なのか。

（答）都道府県等が感染症法第 15 条に基づく調査の委託契約を締結する相手は、当該都道府県等に所在する感染症指定医療機関等としており、当該感染症指定医療機関等は所在する都道府県等へ請求し、都道府県等が支払うこととなる。

（問 5）通知（2）②に補助額の計算方法が記載されているが、保険給付や他の公費負担医療との適用順はどうなるのか。（3月27日更新）

（答）本補助事業は、診療報酬明細書の処理上は、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとなることから、

- ・ 保険給付がされる場合には、保険給付を優先して適用すること
- ・ 他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第 37 条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用すること
- ・ 感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と本補助事業がともに支給される場合には、同条に基づく公費負担医療の適用を優先することとなる。